

岸和田丘陵地区都市整備ニュース

発行：岸和田丘陵土地区画整理準備組合

平成25年 11月 Vol. 4

事業区域の公告を行っています



都市整備事業につきましては、事業区域が平成 26 年 3 月に市街化区域へ編入される予定で、その後組合設立認可を経て事業が始まってまいります。組合設立の認可申請には、事業区域内の宅地所有者だけでなく**借地権者**からも同意を得なければなりません。このため、下記の期間、場所にて事業区域の公告を行っております。

縦覧期間 平成 25 年 11 月 22 日から平成 25 年 12 月 6 日まで
(ただし、土、日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

縦覧場所 岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市まちづくり推進部丘陵地区整備課

当事業区域内の宅地について、**未登記の借地権**をお持ちの方は、その借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。未登記の借地権で申告をされないまま、公告縦覧期間を経過した場合、その借地権はないものとみなされます。

なお、**農地の小作権等は、対象ではありませんので申告の必要はありません。**

地権者説明会を開催いたします

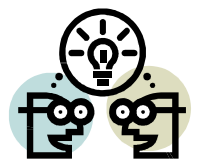


今回ご案内させて頂いている「地権者説明会」は、平成 26 年春を目標として本組合を設立するため、年明け 1 月より予定している「本同意の収集」に向け、事業計画書(案)、定款(案)、減歩率の目安など、地権者の皆様方にとって非常に重要な説明会となりますので、必ずご参加頂けますようお願い申し上げます。

※ 日程は、別紙の説明会案内及び下記のとおり 3 回予定しており、すべて同様の説明内容となりますので、ご都合のよい日にご参加下さい。

◆日時・場所 (※ 詳しくは別紙の説明会案内をご覧ください！)

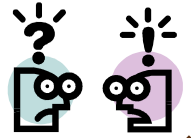
- ① 平成 25 年 12 月 14 日 (土) 午前 10 時～ 山直市民センター
- ② 平成 25 年 12 月 15 日 (日) 午前 10 時～ 山直市民センター
- ③ 平成 25 年 12 月 21 日 (土) 午前 10 時～ 岸和田市役所(新館)



裏面にもお知らせがございます



講演会を開催します テーマ「土地利用と相続税」



これまで本地区のまちづくりにご尽力を賜っております今仲税理士をお招きし、『岸和田市丘陵地区土地区画整理事業・土地利用と相続税』をテーマに事例を交えた講演会を下記の通り開催いたします。

先述のとおり、都市整備事業区域は平成 26 年3月に市街化区域へ編入された後、組合設立認可を経て事業が始まってまいります。

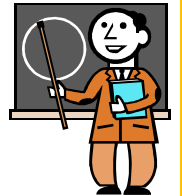
地権者の皆様におかれましては、土地交換に係る税務処理ならびに市街化区域編入による土地の評価と相続税など、様々な不安や疑問もあるかと思しますので、この機会に是非ご参加ください。

プロフィール



いまなか きよし
今仲 清

- 財団法人都市農地活用支援センター・アドバイザー
- 財団法人区画整理機構・派遣専門家
- 財団法人日本医業経営コンサルタント協会・大阪支部副支部長
- NPO近畿圏定期借地借家住宅推進機構・理事
- 岸和田市丘陵地区整備機構準備会土地交換ワキガ*・委員



日時 平成 25 年 12 月 7 日(土曜日) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
場所 岸和田市稲葉町 水なすの館

※ 講演終了後の質疑につきまして、時間の関係上割愛させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。